

## 契約時の本人確認に関するお願い

平成20年3月1日より、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」）が施行され、宅地建物取引業者は取引にあたり、本人特定事項の確認・本人確認記録の保存の義務が課せられました。

これに伴いまして、株式会社リードでは、不動産売買契約の締結に際し、お客様のご本人確認をさせていただきます。ご理解・ご協力よろしく申し上げます。

### 個人のお客様の場合

不動産売買契約を締結する前までに、以下の書類の原本を直接提示していただき、お客様のご本人確認を行います。尚、本人確認記録作成にあたり、本人確認書類のコピーを取得させていただきます。予めご了承下さい。

#### 【確認事項】

氏名・住所・生年月日

代理人取引の場合、個人および代理人双方の本人確認が必要となります。

#### 【確認に用いる書類】

- (1) 運転免許証
- (2) パスポート
- (3) 住民基本台帳カード（写真付）
- (4) 各種健康保険証
- (5) 外国人登録証明書 等

### 法人のお客様の場合

不動産売買契約を締結する前までに、以下の書類の原本を直接提示していただき、当該法人の名称、本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。尚、確認記録作成にあたり、本人確認書類のコピーを取得させていただきます。予めご了承下さい。

#### 【確認事項】

名称・本店または主たる事務所の所在地および取引担当者の氏名・住所・生年月日

代理人取引の場合、個人および代理人双方の本人確認が必要となります。

#### 【確認に用いる書類】

- (1) 登記事項証明書
- (2) 印鑑登録証明書 等

上記に加え、代表者及びその取引の任にあたる方は上記「個人のお客様の場合」と同様。

## 代理人の方の場合

不動産売買契約を締結する前までに、以下の書類の原本全てを直接提示していただき、代理人の方の氏名、住所および生年月日を確認させていただきます。尚、確認記録作成にあたり、本人確認書類のコピーを取得させていただきます。予めご了承下さい。

### 【確認に用いる書類】

- (1) 委任状（お客様ご本人のご署名・ご捺印（実印）のもの）
- (2) お客様ご本人の印鑑登録証明書
- (3) 代理人の本人確認書類

本人確認書類は有効期限内のもので、氏名・住所及び生年月日が記載されたものに限ります。

### 注意事項

- ・本人確認ができない場合には、ご契約手続ができない可能性もございます。
- ・ご提供いただいた本人確認書類（コピー、委任状、印鑑登録証明書など）は、お返し致しません。
- ・虚偽の本人特定事項申告による取引は、犯罪収益移転防止法により禁じられており、処罰の対象となります。